

令和4年度熊本県における
事務の的確・適正な執行の確保に
関する評価報告書について

令和5年9月
熊本県

目 次

令和4年度(2022年度)熊本県における事務の的確・適正な 執行の確保に関する評価報告書	1
熊本県監査委員の意見	3

令和4年度（2022年度）熊本県における
事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書

熊本県知事 蒲島 郁夫は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 制度の整備及び運用に関する事項

熊本県知事 蒲島 郁夫は、熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する整備及び運用に責任を有しており、熊本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する方針」（令和元年12月27日制定）を策定し、当該方針に基づき事務の的確・適正な執行の確保に関する制度（以下、「制度」という。）の整備及び運用を行っております。

なお、本制度は、制度の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、制度の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

熊本県においては、令和4年度（2022年度）を評価対象期間とし、令和5年（2023年）3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、制度の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、熊本県における制度は評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備の概要及び是正状況は別表のとおりです。

再発防止を徹底するとともに、引き続き的確・適正な事務の執行に取り組んで参ります。

令和5年（2023年）7月14日

熊本県知事 蒲島 郁夫

評価対象期間中に把握した重大な不備

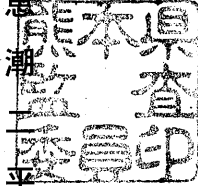
No.	分類	概要	是正状況	備考
1	<input type="checkbox"/> 整備 <input checked="" type="checkbox"/> 運用	<ul style="list-style-type: none"> ・メール又は郵送の誤送、個人情報書類の誤交付及び紛失等により、個人情報が流出する事案が対象年度中に12件発生。 ・個人情報の流出という特性上において、事後の対処が極めて困難であることから、県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報等を含む情報の発送及び管理において、各所属のチェック体制の強化を実施。 ・複数の職員による発送時の確認や情報管理の方法をルール化するなどの漏えい対策を徹底する。 ・今後、職員研修の受講を必修化することにより、職員の意識向上を図る。 	

監査第67号

令和5年(2023年)年9月1日

熊本県知事 蒲島郁夫 様

熊本県監査委員	藤	井	一	恵
同	竹	中		潮
同	緒	方	勇	
同	橋	口	海	平



令和4年度(2022年度)熊本県における事務の的確・適正な執行の
確保に関する評価報告書に係る審査意見書の提出について

熊本県監査基準に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、令和5年(2023年)7月27日付け人第135号で審査に付された同条第4項に規定する令和4年度(2022年度)熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書に係る審査の結果については、別添のとおりです。

令和4年度（2022年度）

熊本県における事務の的確・適正な
執行の確保に関する評価報告書に
係る審査意見書

熊本県監査委員

令和4年度（2022年度）熊本県における 事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書に係る審査意見

「熊本県監査基準」に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和5年（2023年）9月1日

熊本県監査委員	藤井	一恵
同	竹中	潮
同	緒方	勇二
同	橋口	海平

1 審査の対象

「令和4年度（2022年度）熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和4年度（2022年度）熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書（以下「評価報告書」という。）の審査は、熊本県知事が作成した評価報告書について、熊本県知事による評価手続に沿って適切に実施されたか、事務の的確・適正な執行の確保に関する制度（以下「制度」という。）の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、といった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

評価報告書について、熊本県知事及び評価部局から報告を受け、「熊本県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めたうえで、審査を行った。また、監査において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続の一部に不適切な事項があり、評価手続に係る記載は一部相当ではないが、当該事項を除いた範囲においては、評価結果に係る記載は相当であると考えられる。

（指摘事項）

監査において確認したところ、これまでと同様、職員への制度の周知不足を原因とするリスク発生報告書の提出漏れが一部の所属で発生していることが確認されたが、いずれも重大な不備には該当しないことを確認した。

令和5年度には、「適正な事務処理の確保」に関する職員研修が必修化されたが、この機会を通して職員への制度の意義の周知を更に徹底していただきたい。そして、本制度による日常的モニタリングが有効に機能し、評価手続きが適正に行われ、リスク発生防止のための一層効果的な仕組みとなるよう引き続き取り組んでいただきたい。